

入札公告(森林整備事業(誘導伐・密着造林型(一貫作業)) 請負:総合評価落札方式(簡易型))

次のとおり一般競争入札(政府調達対象外)に付します。

1 競争入札に付する事業の概要

(1) 事業名、事業内容及び履行場所等

事業名、事業内容及び履行場所等は次のとおりとする。

なお、明示のないものについては、入札物件毎の物件明細書による。

1号物件 事業名:青井嶽国有林48森林整備事業(誘導伐:密着造林型) 請負
事業内容:誘導伐作業 面積5.82ha、数量1,717m³
集造材1,350m³(C材等未利用材(430m³)を含む)
地拵作業 面積5.45ha、植付作業 面積5.45ha
獣害防止ネット設置3,400m
履行場所:宮崎県都城市町青井嶽国有林48い林小班外
履行期限:契約締結日の翌日から令和8年2月27日まで
等級区分:素材生産(物品の製造)C等級及びD等級
造林(役務の提供等(等級は問わない))のそれぞれの作業
ごとに該当する等級を有していること。

(2) 本事業は、入札説明書に示す発注者の要求要件についての技術提案書に基づき、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式(簡易型)の事業である。

(3) 本事業は、入札等を電子調達システムにより行う対象事業である。なお、電子調達システム(<https://www.geps.go.jp/>)によりがたいものは、別添「電子入札案件の紙入札方式での参加について」を提出し発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。

(4) 本事業には、令和7年3月1日以降の公共工事設計労務単価を適用する。

(5) 本事業は、賃上げを実施する企業等に対して総合評価における加点を行う事業である。

2 競争参加資格

本事業の入札に参加できる者は、次のすべてに該当する者とする。

(1) 「予算決算及び会計令」(昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、第70条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 令和7・8・9年度全省庁統一資格の「物品の製造(その他)」及び、「役務の提供等(その他)」を有し、国有林野事業で行う素材生産及び造林の等級区分を定めた競争参加資格に関する公示(令和4年2月15日)に基づき、当該公告物件の予定価格の金額に相当する等級及び直近上下位の等級に格付けされている者であること。

物件毎に必要なとする格付等級は、上記1(1)の(各物件ごとの)格付等級とする。

(3) 令和7・8・9年度全省庁統一資格の競争参加を希望する地域において「九州・沖縄」を選択している者であること。